

知財高裁 平成19年11月28日判決

平成19年(行ケ)第10172号 審決取消請求事件

登録商標「Shoop」と引用商標「CHOOP」は、取引実情等を総合すれば、称呼共通による混同は生じない、と判断した事案

【事案の概要】

本件商標「Shoop」（指定商品：第25類「被服」他）は、被告の業務に係る商品を表示するものとして「シュープ」の称呼をもって取引者・需要者間に広く認識されている商標「CHOOP」（以下「引用商標」という。）との関係において、商標法4条1項10号に違反して登録されたものであるから、審判請求に係る商品（「セーター類」他）について登録を無効とすべきである、との特許庁の審決に対し、原告が当該審決の取消しを求めて訴訟を提起した事案である。

【裁判所の判断】

裁判所は、引用商標から「シュープ」の称呼が生じる旨認識している需要者は、被告が広告宣伝を行ってきた「ティーン世代の少女層向けの可愛いカジュアルファッション」に関心を抱く需要者層であって、本件商標が使用された商品に関心を抱く「セクシーなB系ファッション」の需要者層やそれ以外の一般消費者ではないから、被告が広告宣伝を行ってきた需要者層以外の消費者については、引用商標から「シュープ」の称呼が生じると認識することはなく、上記認定した取引の実情等を総合すれば、称呼を共通にすることによる混同は生じないといえることができ、と判断し、本件商標は引用商標との関係において商品の出所につき誤認混同を生じるおそれはない、として審決を取消した。

【検討】

本件は不正競争防止法に関する事件ではなく、商標登録の当否を争う事件であり、審判請求に係る商品には「ティーン世代の少女層向けのカジュアルなセーター」等も当然含まれる。そうとすると、引用商標から「シュープ」の称呼が生じる旨認識している需要者が「ティーン世代の少女層向けの可愛いカジュアルファッション」に関心を抱く需要者層に限られるとしても、本件商標は引用商標との関係において商品の出所につき誤認混同を生じさせるおそれがあると考えられる余地はあると思われる。

（弁理士 大橋 啓輔）